

日本の戦争責任と戦後責任に関する日本キリスト教協議会声明

日本キリスト教協議会

1. 日本の侵略百年とキリスト教界の罪責

日本におけるキリスト教界が過去の「戦争への道」を反省しふり返ろうとするとき、少なくとも、武力による朝鮮半島及び台湾の侵略・占領（即ち日清戦争下の朝鮮の農民戦争への武力介入と台湾派兵、割譲の時期）から「侵略戦争」は始まったと捉えなければなりません。十九世紀末のこの時期は、日本において諸教会が教団組織の体裁を整えて行く時期でもあり、また近代日本が天皇制国家として確立して行く重要な時期でもありました。キリスト教界の大部分は天皇中心の国家支配を福音に反するものと見抜き、拒否することができませんでした。そして、1911年に教派神道、仏教、基督教代表が文部省に呼ばれて「皇道を扶翼し益々国民道徳の振興を図る」と決議した「三教会同」から、日本基督教聯盟(1923-1941 当時も「NCC」の名を用いた)の度重なる皇族「慶祝」「奉悼」決議を経て、ついには各教会が皇居遥拝や神社参拝を実行するまでに至りました。*1 日本キリスト教協議会(NCC)は、植民地支配下の朝鮮の教会、戦後の在日大韓基督教会との出会いを歴史的にふりかえるとき、民族の財産・資源・労働力収奪はもちろん、言葉や名前、心まで奴隷化しようとした日本の植民地主義の意図そのものが、神と人との前に不法な罪悪であったことをはっきりと認めるものです。朝鮮の内外で植民地化に抵抗する武装・非武装の闘いがあり、日本軍による交戦と住民惨殺が絶えなかったことから、朝鮮民族との間には「侵略戦争」状態が続いたというべきです。その中で日本の教界は、ついには朝鮮人キリスト者に対して、神社参拝と天皇礼拝を強制さえするに至ったことを含め、侵略という不法に思想的・政治的に加担したのです。*2

日本は台湾・朝鮮の植民地化達成と同時に、欧米帝国主義に対抗してアジア・太平洋における権益拡張を求め、さらに中国への派兵、侵略、占領という中国民衆への不法を重ね、ついに1931年満洲事変からの「十五年戦争」という全面的な総力戦争にまで至ったのでした。この戦争は、当時日本が「大国」との間に合意していた「戦争法規」*3 にさえ違反する侵略戦争でした（1937年南京大虐殺、1939年重慶への世界初の都市無差別爆撃、細菌戦部隊による生体実験など）。しかし、一方で「五族協和」*4 の「複合民族国家」の幻想をもって（現実には日本の植民地国家である）「満洲國」建国が、あらゆる思想的リーダー（宗教界も含め）によって美化されたのでした。*5

多くの日本人は、アジア・太平洋戦争を「真珠湾奇襲」から「原爆」までと捉えています。しかし、帝国主義の傲慢を歩んだ日本の罪責を見据える立場に立てば、中国との戦争がアジア・太平洋戦争に拡大される1941年12月8日は、マレー半島とフィリピンへの奇襲攻撃の日でもあり、それに続く東南アジアと西太平洋の軍事占領、抵抗した住民の虐殺・村全体の殲滅作戦など、

アジア・太平洋住民への数々の暴虐の始まりでした。「大東亜共栄」を口にしなが、植民地・占領地の女性を「慰安婦」として軍需消耗物資の様に性的に蹂躪し続けるという大規模な人権侵害は、占領地の全域にわたって行なわれました。*6 日本が総力戦を闘う中では日本帝国臣民と見なされたこれら植民地の人々が「挺身」し、軍を「慰安」するのが当然という思想が、様々な形で広められました。1930年代後半には日本基督教聯盟の公式立場としても「皇軍慰問」「精神報国」などと表明されています。*7

「戦争中だから仕方がなかった」というしばしば聞かれるあきらめの言葉に、私たちはこう問いかけます。「どこから間違ってしまったのか。始まりが大切だ」と。

2. 日本のキリスト教界の戦後責任

「敗戦後」日本の始まりは、天皇の「人間宣言」と「平和憲法」であるとししばしば言われています。しかし、第一に長期の交戦・被占領支配の当事者であった南北朝鮮と大陸中国を管轄する政権が1940-50年代の講和・賠償協議の過程に全く加えられませんでした。第二には、「東西対立」の開始と同時に進行した1940年代の極東軍事裁判では、戦争指導の最高責任者・天皇が訴追されず、また一方、民族差別・抹殺主義と軍による暴力・人権侵害が交差するところにある「人道に対する罪」（ナチスに匹敵する民族的・政治的迫害、非人道的行為で、国内法上の合法・不法を問わない）が、日本に関してはほとんど追及されませんでした。

そうした限界の中、その後も日本社会は、本来の戦後処理（原状回復、真相究明、責任者処罰、国家間賠償、個人賠償、個人補償をふくむ）の責任を自らの手で果たせませんでした。植民地を「解放」したにもかかわらず、在日を余儀なくされた韓国・朝鮮人、台湾人、中国人の法的地位保障、生活権の原状回復を行わず、無権利状態に放置しました。*8 また、重大な人権侵害を受けた元軍隊「慰安婦」が「戦後」五十年近くもその苦痛を言葉に出せなかったことは、今も続く家父長制社会の女性蔑視に起因します。これらは、戦後世代である日本人も含めて、私たちの重大な「戦後」責任であります。日本人が加害者性を認識できなかった理由の一つは、国家に身を捧げた「犠牲者」として自分たちの歴史を美化することで、植民地支配と侵略戦争のもたらした「被害」の実像から意識的・無意識的に目を背けたことにあります。そして「お国のため」に、今日流には「日本の国際貢献のため」に、「犠牲」を捧げることを求める思想は、連綿として今日まで息づいています。

1952年サンフランシスコ講和条約発効にあたって、日本キリスト教協議会（現NCC 1948年5月17日発足）は「大戦のために悩まされた各国民に対しては我等の道義的責任を痛感し、神と人との前に懺悔する」とメッセージを発しましたが、一方、「賠償に関しては報復的感情を去り…、請求国の資源開発その他経済復興に貢献し得ることに重きを置いて実施さるべき」との声明をも出しました。*9 当時、東南アジア諸国にたいして、日本企業の役務提供を通した「賠償プラス民間経済協力」が政府基本方針としてありましたが、NCCはこれに同調する過

ちを犯したことになります。フィリピンの国会では当時「日本企業の原料供給国、日本製品の消費国として従属させようとする経済侵略であり、フィリピンの満洲化だ」とまで批判が出ています。^{*10}そして、朝鮮戦争、ベトナム戦争という二つの大きな東アジアでの戦争による「戦争経済特需」をはさんだ四十年後、日本は経済市場と投資を通してアジアの他国を従属させる今日版「大東亜共栄圏」を完成しようとしています。

また日本は、侵略戦争をおしすすめた末に、二つの原爆を受けたにもかかわらず、現在、エネルギー政策という形で国内での原子力発電・核サイクル推進策をとっています。日本は、核兵器使用が人類に対する犯罪であることを証言すべき責任を、各国の被曝者に対して負っています。「核」は、核実験、ウラン採掘、原発労働をはじめとする被曝被害が避けられないことから、本質的に「平和」的ではあり得ません。しかしながら、日本は、元来核兵器生産のために造られた原子炉を「商業用」核施設として量産し、さらにはプルトニウム利用を積極的に肯定し、アジアに原子力産業の新たな市場を広げようとしています。

多くの戦後補償問題がいま1990年代になってアジア全域から突きつけられています。これは、民衆の生活向上にはほとんど直結しない経済開発援助/協力を続けてきた日本が、実はただの一度も本当に「植民地的」なアジア・太平洋との関係を反省したことがなく、対等なパートナーとして民衆レベルの和解を可能とするような歴史教育、未来ヴィジョンを示したことがないからなのです。そうした現状にこれ以上押さえられない怒りを持って、五十年以上前に始まった人権侵害が未だに癒されていないことを、当事者本人たちが、国境を越えて私たちの社会に直接訴えていているのです。しかし、日本は、国籍・民族によって基本的人権に差別をしてはならないという国際人権の基本をいまだに受け入れていない（五十年以上定住してきた在日韓国・朝鮮人さえ諸権利から排除されてきた）「排他的な帝国」です。不当・不十分な戦後処理に起因する戦後補償問題も、「外国人」の被害者だからとして、裁判所が切り捨てたり、政府は「補償にかかわる一時金」程度でごまかそうとしています。

日本のキリスト教界は、1970年代から日本の経済拡張主義への批判に直面し^{*11}、また、1980年代の外国人登録法との闘いを通して在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人とともに生きる日本社会を築く努力を重ねてきました。1989年、天皇の代替わりを契機に「大嘗祭問題署名運動」を、NCC、カトリック教会、日本福音同盟、その他の人々の広範な参加によって行ない、国が宗教に関与することを拒む意思を明らかにしました。また日本のプルトニウム大国化に反対する取り組みは、仏教者を含むその他の宗教者による「原子力行政を問直す宗教者の会」という草の根の広がりを見せています。植民地的な経済侵略と戦争へのあらたな歩みを許さない様々な取り組みを担ってきた私たちは、日本がかつて犯した植民地支配・侵略戦争の不法をあいまいにすることを決して許しません。

【註1】

天皇制を「治安維持法」や特高警察によって強制されるより以前、「明治・大正」時代に既に日本の教界は積極的に天皇賛美を繰り返した。例えば、日本基督教聯盟が発足後すぐに1924年1月霊南坂教会にて皇太子結婚の「御慶事の祈祷会」を開き、「奉祝のため教會同盟、青年會同盟、女子青年會同盟、日曜学校協會、婦人矯風會、及本聯盟の六団体連合して特製の聖書及び讚美歌を献上した」等が典型的である（『日本基督教聯盟報告書』）。

その後の聯盟は、神社を宗教として強制すること（例えば神社での宗教行事）には抵抗を示したが、国民儀礼としての参拝に関する政府の「神社非宗教」論には迎合し、1931年台湾の台南神学校、1935年朝鮮長老派等の学校における神社参拝問題等については当局と現地教会の間に介入して事態を収拾しようとした。さらに1938年富田満・日本基督教會議長が朝鮮教会に対し神社参拝を説得した際にもちいた論理も、従来聯盟が保持してきた「神社非宗教」論であったし、この時期に聯盟指導部も朝鮮を訪れ、従来の朝鮮NCCにかえて皇國臣民化をめざす「朝鮮基督教聯合會」を発足させた。国内では、在日本朝鮮基督教會がNCC加盟の直後、日基教会に吸収加入させられ、敗戦にいたるまでの間、日本の教会は在日朝鮮人キリスト者に日本語の使用を強制するなどの民族的迫害を加えた。（1930年代の『日本基督教聯盟總會報告』『特高月報』など）

【註2】

在日外国人の人権委員会「在日韓国・朝鮮人とのかわりを中心としたNCC史の検討」が、1923年設立の「日本基督教聯盟（NCCJ）」と戦後NCCの在日朝鮮人、韓国・朝鮮との関係を具体的にあとづけている。ここでは、敗戦後の日本の教界が、韓国教界への謝罪を踏まえて交流に歩み出したのは1965年のことであり、在日韓国・朝鮮人との関係を反省して具体的な活動連帯の道を歩みだすのは、さらに遅れて出入国管理法案をめぐる1970年頃であったことが示されている。

【註3】

国家間の交戦権を認める国々の間でさえ、1920年代には侵略戦争を違法視する国際慣習法が成立していたとされる。捕虜や占領地住民の人的取扱いを義務づけている「戦争法規」の内には、「陸戦の法規慣例に関するハーグ条約・付属規則」などがあり、日本は1911年にこれを批准している。

【註4】

「満洲國」は、日本が中国大陆を侵略する上で作り上げた存在であり、実質は日本人が法的・政治的・経済的に支配する植民地であった。そこで天皇、政府はこれを「五族協和の王道楽土」というスローガンで、あたかも日本・朝鮮・漢・満洲・蒙古の各民族が平等に共存しているかの様な幻想を振りまいた。

【註5】

例えば、1932年「全滿[洲]各派教役者懇談会」を海外傳道協會が主催。日本基督教聯盟から

は海老澤亮総幹事が出席し、経過報告した。満鉄関係者でもあった稲葉好延氏は「…満洲傳道は満洲建国の精神に即して方針を決定せねばならぬ。今や日系、支[中国]系、[朝]鮮系悉く打って一丸となして新国家を作らうといふ場合吾々基督教側が各派互いに複雑な事やって居てはならない」と述べた（『聯盟時報』7.15）。海老澤総幹事は、これを「新國家傳道の使徒行伝の第一頁」と呼び、「聯盟時報」7.15に、「…新國家は新理想主義に立たねばならぬ。それは神の国の理想であらねばならぬ」とし、関東軍司令官に面会して「…凡そ満洲の将来に対して之を三千万民衆の解放祝福のために、『倫理運動』としてのプログラムを打建てんとして居る心情に対しては、我々も亦共鳴せねばならぬと感ずる」と支持した旨を記している。

また同聯盟は1936年には、「…官辺当局者と接触して各方面の連絡と理解とを進め、満洲國基督教聯盟の創立を促し」、「満洲基督教聯合会」を創立させた。（第十四及び十五回『日本基督教聯盟總會報告』）

【註6】

「NCC『戦後50年』取り組みシリーズ」リーフレット 一彼女たちの名誉と尊厳を取り戻すために—

シリーズ① 強制「軍隊慰安婦」問題ってなあに？

シリーズ② 強制「軍隊慰安婦」問題ってなあに？

《資料編》政府の「民間募金構想」の対するNCCの考え

シリーズ③ 強制「軍隊慰安婦」— 民族差別と性差別

シリーズ④ 強制「軍隊慰安婦」— 聖書に聞く 等を参照のこと。

【註7】

1937年蘆溝橋事件の勃発後、聯盟常議員会は「皇軍慰問事業部」を直ちに開設し、「全國諸教会に九月十二日を期して一齐に時局の為に祈り、慰問事業の為に献金を要望し、慰問袋四万の作製献納運動を進め、北支皇軍慰問使を派し」、その後中国各地における軍隊慰問事業（「皇軍慰問・憩の家」設置など）を継続的行なつた。同年聯盟總會は、「我國家の重大時期に際し吾等は精神報國の爲最善を盡さんことを期」し、「銃後の務として出征將士の家族及び遺族の慰問に努め更に精神作興を高調せん」とすると決意した。（『第十六回聯盟總會報告』）同様の「皇軍慰問事業」は「朝鮮基督教連合会」によって朝鮮でも行なわせられた。

さらに聯盟「時局奉仕委員会」から、1939年には「国民精神總動員中央聯盟」の基督教部門へと発展、「中国大陆における宗教工作又は宣撫事業のため」教職奉仕者をおくり出す事となった。（『第十七回聯盟總會報告』）

【註8】

在日韓国・朝鮮人に対する植民地支配下の不法と戦後処理の誤り、継続する人権侵害については、外登法問題と取り組む全国キリスト教協議会編『歴史をひらくとき』を参照。

【註9】

前者は、第5回NCC總會（1952.3.27-28）において、平和条約発効後直ちに各国キリスト教会にあてて送るべき挨拶状として採択され、「感謝親善のメッセージ」として送付された。

後者は、国際問題委員会（委員長：堀内謙介・元駐米大使）の起草による「平和問題に関する日本基督者の見解」として提案され、採択されたもので「…われらはまた世界の現情勢下においては、国際連合憲章に基づく集団安全保障に加わることは必要と認める。われらは戦争放棄を明記した日本国憲法の平和主義を基督の教訓に適うものとして恪守し平和国家の建設に努めるべきである。」という項目も含んでいる。

【註10】

日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』190頁。同書は、法的観点から、各国および日本の戦争被害者への人権回復、賠償、補償の課題を総合的に検討している。

【註11】

NCCが十分に取り組みきれなかった課題として、日本の経済侵略をめぐるチャレンジがある。ついぞNCCが撤回しなかった万博キリスト教館推進（68年第21回總會決議）に対する地域・教団からの反対意見にしても、また世界教会協議会（WCC）人種問題に関する會議（69年）での「南アフリカの人種主義に荷担し、富を独占する日本」への批判にしても、「戦後」日本の経済侵略を糾弾する観点からなされていた。第一回日韓教会協議会（73年ソウル）での経済進出と買春観光への批判など、この後、差別と経済侵略を結び付けて捉えるべき具体的課題は数多く指摘されている。（在日外国人の人権委員会「在日韓国・朝鮮人とのかかわりを中心としたNCC史の検討」より）

3. 日本におけるキリスト教界から国会への要望書

日本キリスト教協議会は、本年4月13日第32總會期第4回常議員会決議をもって、以上の認識を共有するとともに、以下のように国会へ要望します。

1995年5月12日

日本キリスト教協議会

議長 中嶋正昭

副議長 徳善義和

副議長 江戸久子

書記 速水昌子

書記 吉高 叶

総幹事 大津健一

衆議院議長 土井たか子 様

参議院議長 原文兵衛 様

内閣総理大臣 村山 富市 様

日本国憲法でいう「国権の最高機関」として、国会において日本国の歴史的な戦争責任及び現時点での日本国・日本国民の戦後責任を明らかにする作業は、日本社会がアジア・太平洋の人々とともに生きる関係をめざし、国際的に反戦平和の決意を貫くためには不可欠の前提です。その作業はまだまだ緒についたばかりで、敗戦/植民地解放後五十年のこの年は、国会がいよいよ本格的にこの事を推し進める合意を形成する機会とすべきであります。

日本のキリスト教界は、日本が、朝鮮・台湾を侵略戦争によって不法に植民地化し、中国を中心にアジア・太平洋の諸地域に対しては派兵・占領から全面侵略戦争にわたる長期間の不法行為を行ったという歴史的事実を認め、教界自身がそれらの不法行為をしばしば容認し、擁護し、あるいは積極加担した罪過を深刻に反省するものです。日本の民族差別/抹殺的な植民地主義、あるいは非人道的な天皇制軍国主義は、人類の良心に照らして不法だったのであり、当時それを支えた日本社会の構成員、組織（宗教団体を含む）は、その不法について歴史的罪責を負っています。そして最大の責任を負うのは、いうまでもなく当時唯一人主権を行使した天皇であり、その不法への法的責任を国家としての日本国は負い続けています。

日本の敗戦後、植民地主義の不法、天皇制軍国主義の不法は、その最大かつ直接の被害者である朝鮮、中国をはじめとするアジア・太平洋の人々によってこそ裁かれるべきでした。国民主権原則のもとでの日本国民が、もしも隣人の生きた証言を謙虚に聞き、正しい戦後処理を通じた平和志向の国際秩序をつくる集団的責任を担っていたならば、支配-被支配や憎悪対決の関係がないアジア・太平洋地域を生み出すという課題において、もっとはやく「国際貢献」できたはずでした。しかし、天皇制護持と冷戦体制への追従によって、日本国民はその機会を自ら棄てさり、長らくアジア・太平洋の他国民衆との本当の信頼関係を築けないままでありました。

在日外国人との対話と、冷戦の終結、そしてアジア全域での民主化のうねりは、草の根の人々が自らの体験を通して語る歴史の真実を、隣人と分かち合う営みを可能にしました。戦後補償問題は、現実的にも国家の専権事項ではなくなっています。国会は、市民のイニシアティブを尊重しながら、以下の課題について全力を尽していただくよう、強く訴えます。

① [正しい歴史認識の確立]

国会議員の間には歴史的事実認識の甚だしい隔たりがあります。南京大虐殺の否定や植民地支配の美化など容認しがたい議員による発言はあとを絶ちません。国会の調査権限を用い、被害当事者の協力を得るなどして、日本が、朝鮮、台湾、中国、アジア・太平洋への侵略戦争において行なった具体的な不法の実像を、責任者が誰かということとともに明らかにすること。これを公教育における歴史教科書の基準に取り入れること。

② [緊急の賠償・補償措置]

すでに裁判、NGO活動等を通して被害者が日本国に賠償、補償請求権を申し立てている場合、同種のケースについて特別立法措置（ないし既存制度の拡大解釈）による被害当事者に対

する国家賠償、国家補償の道を早期に開くこと。ことに、各国に在住する元日本軍「慰安婦」、在日韓国・朝鮮人の戦傷病者、在韓国・朝鮮被爆者、日本の戦争責任を肩代わりさせられた朝鮮人・台湾人B・C級戦犯等については、国会が具体的に国家の責任と謝罪を明記して、必要な措置を早急にとるべきです。

③ [総合的立法の準備]

国際法上賠償・補償の請求権が生じると考えられる、不法な占領・植民地支配形態、不法な侵略戦争、その他非人道的行為による被害の類型を、国会において研究し、総合的な戦後補償立法の法案作成作業に着手すること。とくに日本が戦後五十年間も不当に国交正常化を遅らせてきた朝鮮民主主義人民共和国とその国民に対する賠償、補償は、過去のように日本経済の進出を優先する形態を避けるべきです。朝鮮植民地支配と植民地解放闘争に関する正しい歴史認識を南北朝鮮と日本の間で共有し、実質的に被害当事者に対する償いを行なうような真の補償協定が講じられねばなりません。

④ [在日外国人への特別措置]

上記被害類型の内、在日韓国・朝鮮人、在日台湾人、在日中国人は、コミュニティ全体としての原状復帰に替わる補償措置が必要であることに鑑み、日本における居住権を始めとする基本的権利、および民族的少数者としての民族教育権など積極的権利を制度的に保障すること。

⑤ [国会における謝罪・不戦決議]

現在、与党が全党一致による国会決議のために準備中と報じられています。以上のような過去の責任に対する賠償・補償措置が今まで欠けていた戦後責任を含めて、日本国の植民地支配・占領の不法な形態と侵略戦争の責任を国会として認め、アジア・太平洋全域の人々に謝罪を表明すること。そして将来に向かって、日本国憲法前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意」した悔い改めの内実として、武力行使をしない不戦国家としての立場を内外に鮮明にすること。

⑥ [非核国家としての決意]

「公開・民主・自主」原則に反するプルトニウム利用を中心とする核政策を速やかに中止すること。さらに東アジアの非核地帯化を求め、核兵器に依存した安全保障および核産業に依存した経済を求めない立場を明らかにすること。

以上